ふるさと雫石応援寄附金 寄附申出書

※寄附申込の前に、裏面の【重要事項】をご確認のうえ申込願います。

雫石町長様　　平成　　年　　月　　日

ご住所	〒　　ー 都道府県　　市区町村		
ふりがな			
お名前			
電話番号	ー　　ー		
日中連絡先	ー　　ー		（お礼の品送付の際に必要となります）
FAX	ー　　ー	E-mail	@

【1】寄付金額

円

【2】希望する寄附金の使い道（希望する事業１つに〇印を記入してください）

	①産業振興に関する事業		②環境保全に関する事業
	③歴史文化財保護に関する事業		④子ども・子育てに関する事業
	⑤健康・医療に関する事業		⑥福祉(高齢、児童、障がい等)に関する事業
	⑦観光・交流に関する事業		⑧スポーツ・文化振興に関する事業
	⑨安全・安心・防災に関する事業		⑩教育・図書館に関する事業
	⑪まちづくりに関する事業		⑫使途を指定しない

※記載がない場合は、上記⑫に活用させていただきます。

【3】希望する納入方法（いずれか１つに〇印を入れてください。）

	①郵便振替	後日、郵便局用払込用紙をお送りします。手数料はかかりません。
	②現金書留	現金書留の封筒に、寄附申込書と現金を同封の上、雫石町役場 企画財政課まで郵送してください。郵送料は寄附者の負担になります。
	③自治体窓口	雫石町役場窓口に直接、現金で納付することができます。

※クレジットカードまたはコンビニ決済を希望される方は、下記の URL からお申し込みください。
http://www.citydo.com/furusato/official/iwate/shizukuishi/procedure/

【4】希望する特典（希望する特典番号をご記入ください。特典番号は別紙からお選びください。）

第一希望	第二希望
No	No

☐特典を希望しない　※特典を辞退する場合はチェックしてください。

※申出書１枚につき、選択できる特典は一品のみです。複数の特典品を希望される場合はその都度申出書を提出してください。
※特典の在庫状況によっては希望に沿えない場合があります。

【5】寄附の公表について（寄附金の状況に関する情報を広報等公表してもよい内容にチェックしてください。）

☐ 氏名　☐ 住所（市区町村名まで）　☐ 寄附金額　※チェックがない場合は公表しません。

【6】自由記載欄（雫石町へのメッセージなど、ご自由に記載ください。）

※ワンストップ特例申請を希望する方は定められた期限までに別途申請書を提出して頂く必要があります。
また、ワンストップ特例には一定の適用条件がありますのでご注意ください。

申込書の送付先連絡先	サイネックスふるさと納税センター 〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町 3-6-13 フリーコール(TEL)　0800-170-2039 （受付対応時間　10：00～17：00（年末年始を除く）） フリーコール(FAX)　0800-111-2636	担当部署	雫石町役場　企画財政課 TEL 019-692-6572 FAX 019-692-1311

【※重要事項※】

寄付金の申込みをされた場合は、以下の項目について承諾されたものとみなします。

・町内に住所を有する方については、返礼品は一切送付しません。
（寄附申込の際に希望する特典品を選択されてもそれらの特典品を配送しません。）
・寄附申込の際の氏名・住所は、寄附金控除を受ける本人の氏名ならびに住民登録上の住所を記載してください（返礼品の送付先ではありません）。なお、寄附後の氏名変更はできませんので、お間違えのないよう申込してください。
・「使途を指定しない」により申出のあった寄附金については、基金に積立し、後年度の事業で活用する場合があります。
・返礼品の配送は、一般の通信販売とは異なり自治体業務の一部として任意に実施しているものです。したがって、入金確認作業や配送手続きに時間がかかりますので、返礼品をお届けするまでにはそれ相応の期間を要します。
・「配送日」、「配送時間」の指定を頂いても、ご希望に沿えない場合があります。
・配送業者は指定できません。また、基本的には返礼品配送の事前連絡を行いません。
・返礼品については、その内容物に著しい瑕疵があった場合を除き、お届け時において申込時の返礼品の内容表記と多少の相違があった場合においても商品の代替、追加配送は一切行いません。
また、配送の遅延、配送日又は配送先の錯誤、配送時の不慮の事故等があった場合においても、返礼品が寄附申込者の住所又は希望した配送先のいずれかに届いているときは、商品の代替、追加配送は一切行いません。
・受取人の都合又は離島地域への配送不能による返品及び再配達等に係る送料・手数料等の負担はすべて寄附者負担となります。
なお、送料・手数料等を負担されない場合には返礼品の再配達を行いません。
・「寄附受領証明書」は入金確認してから 1～2 ヶ月後に返礼品とは別に郵送します。
・「ワンストップ特例申請書」を当町に提出する際の封筒及び郵券料は寄附者負担となります。
・「ワンストップ特例申請書」に記入された氏名が寄附申込者と異なる場合のほか、「マイナンバー」を記入していない場合若しくは証明書類を添付していない場合には、他の自治体の例を問わず、当町は特例申請書を受理しません。
・納付された寄附金は、原則、返還しません。
・業務に支障を及ぼす行為又は不正等があった場合のほか、寄附の申出から一定期間経過しても寄附金が納入されない場合など、本人の意思に関わらず町の判断により寄附申出を取消す場合があります。
・返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当します。